

# 会 議 録

## 1 会議名

令和元年度第7回吉川区地域協議会

## 2 議題（公開・非公開の別）

### ・協議事項（公開）

(1) 自主的審議事項について

(2) 部会検討事項等について

(3) その他（第27回東京吉川会総会及び懇親会への参加について）

### ・報告事項（公開）

(1) 頸北地区地域協議会委員合同研修会について（会長報告）

(2) 台風19号の被害及び対応状況（事務局報告）

(3) 令和元年度地区別懇談会の意見・質問事項について（事務局報告）

## 3 開催日時

令和元年10月17日（木）午後6時30分から午後7時38分まで

## 4 開催場所

吉川コミュニティプラザ 3階 大会議室

## 5 傍聴人の数

0人

## 6 非公開の理由

なし

## 7 出席した者（傍聴人を除く。）氏名（敬称略）

・委員：五十嵐豊、上野康博、薄波和夫、大滝健彦、片桐利男、片桐雄二、  
加藤正子、関澤義男、山岸晃一、平山英範、山越英隆、横田弘美

・事務局：小林所長、大場次長（総務・地域振興グループ長兼務）、渡邊市民生活・  
福祉グループ長（教育・文化グループ長兼務、以下グループ長はG長と表  
記）、南雲地域振興班長、保高班長、自治・地域振興課岡村課長、廣川副  
課長

## 8 発言の内容

### 【大場次長】

・会議の開会を宣言。

- ・委員 1 2 人の出席を報告。
- ・上越市地域自治区の設置に関する条例第 8 条第 2 項の規定により、委員の半数以上の出席を確認、会議の成立を報告。
- ・佐藤委員、中村委員から欠席の連絡があったことを報告。
- ・会議録の確認：片桐雄二会長

#### 【片桐雄二会長】

- ・挨拶

#### 【大場次長】

- ・議長の選出について、上越市地域自治区の設置に関する条例第 8 条第 1 項の規定により、会長が議長を務める。

#### 【片桐雄二会長】

- ・当日の次第の確認
- ・本日は後ほど、自治・地域振興課が総合事務所の時間外受付の変更について説明に来ることになっている。それまで、順番を入れ替えて別の議題を先に進める場合があるので、了解してほしい。
- ・次第の 3、報告事項に移る。
- ・最初に会長報告をする。
- ・頸北地区地域協議会委員合同研修会についてである。今回は頸城区で開催され、健康福祉部の大山部長を招いて、少子高齢化問題と行政施策について講演してもらった。その後、各区の現状をそれぞれの区の担当者から説明してもらい、全体会で協議をした。
- ・会議では、少子高齢化が叫ばれている中、吉川区の次世代担い手部会が協賛した婚活の取組について関澤部会長から報告があって、その時に各区の委員からは少子高齢化に関連し、人口減少を食い止めるために婚活の活動も必要だとの支持をもらって、部会長も面目躍如したところである。非常に議論が活発で、時間いっぱいまで意見が出ていた。
- ・その後の懇親会では、年に一度、各区の地域協議会委員が集まって情報交換をした。
- ・それからもう一つ、10月8日に上越市役所の5階で、市議会議員と地域協議会会長との意見交換会があった。4部会に分かれて話し合われ、それぞれ地域協議会の活動内容や課題を共有するという取組であった。
- ・あとで話し合う防災行政無線とも関わりがあるのだが、実は合併前の上越市ではほ

とんどの地域で防災ラジオが入っていて、他にも有線放送を使っている地域があったり、有線がなくなって防災行政無線になった地域があったりしている。ただ、有線放送が残っている場所もあるようで、防災放送には様々な通信手段があることを聞き、勉強になった。

- ・市議会議員も、地域で抱えている課題など市民の声を聞きたいと思っているが、なかなかそういう機会がないので、今後もこうした交流会を開いていきたいとのことだった。
- ・会長報告は以上である。
- ・委員から報告すべき事項はないか。  
(発言を求める委員なし。)
- ・事務局からの報告をお願いしたい。

#### 【大場次長】

- ・台風19号の被害及び対応状況について、報告資料No.1に基づいて報告。
- ・令和元年度地区別懇談会の意見・質問事項について、報告資料No.2に基づいて報告。

#### 【片桐利男委員】

- ・台風の際に避難所の開設について無線で放送があったが、これは上越市全域に1か所から放送されたものか。それとも吉川区総合事務所で放送をしたものか。

#### 【大場次長】

- ・避難情報の発令は、木田庁舎から全市域に一括して放送された。

#### 【片桐利男委員】

- ・非常に分かりやすい放送だった。避難所を開設したことと、毛布は準備してあるが着替えや食料は持参するようにと放送していた。
- ・阿賀野川流域では、避難所に行ったけれど非常食がないと言われ、それなら昼食を食べに行こうと避難者が家に戻った時間帯がまさに最高水位だったということで、今、非常に問題になっている。
- ・上越市の放送は丁寧な内容だったことに感心した。

#### 【大場次長】

- ・発言にあった備蓄に関しては、食料、飲料水、毛布等を備蓄している。12日の正午に放送したのは、まだ災害は起きていない段階で、自主避難のために避難所を開設したことを伝える内容だったので、食料等は各自で持参するようにと伝えた。ただし、その日の午後5時55分に避難準備・高齢者等避難開始の避難情報を発令し

て以降は、備蓄品を提供している。

- ・吉川小学校でも、ご飯やカレー、毛布等を提供したので、承知願いたい。

**【片桐利男委員】**

- ・もう一点、聞きたかったのはそのことだ。避難所の開設状況という項目には指定避難所と記載されている。ここには非常食が備蓄してあるのか、それともその都度、搬入するのか。

**【大場次長】**

- ・区内に4か所ある指定避難所には、食料、飲料水、ストーブ、毛布等を備蓄してある。

**【薄波委員】**

- ・吉川小学校には20人が避難したということだが、これは12日に出された避難準備・高齢者等避難開始発令に伴う人か。

**【大場次長】**

- ・避難所初動対応者から1時間ごとに報告を受けているのだが、避難者の報告が最初にあったのが午後6時だ。午後5時55分に避難準備情報を出しているのに、自主避難なのか避難準備情報による避難者なのかは判然としない。

**【小林所長】**

- ・補足する。今回、避難した20人の内訳は、男性が10人、女性が10人であった。
- ・6町内会の8家族が避難し、最年長者は90歳代の男性で、80歳代の女性が2人、70歳代の女性が1人などとなっている。それ以下の年代では、各年代に1人ずつくらいだ。

**【薄波委員】**

- ・もう一つ。代石の水位の表があるが、一番に高いのが13日の午前2時で9.29mである。代石の堤防の高さは確か、10.5mくらいだ。9.29mということは、堤防の上まで1mくらいしかない状態だ。そういう状態で、代石や近辺の皆さんには何か、情報提供をしたのか。

**【大場次長】**

- ・確かに午前1時40分には9.3mとなり、堤防の高さまで1mちょっとしかなかったが、既に雨は小雨になってきていて、徐々に水位が下がってきていたので、避難勧告等は発令しなかった。地元の皆さんには既に夜中であり、水位が下がってきていたので連絡等はしていない。

### 【薄波委員】

- ・それは、吉川区総合事務所にある対策本部で判断したことか。
- ・雨が降った、小雨になった時にもう大丈夫だという判断をするのではなくて、今回の災害のように、少し時間が経ってから川が溢れたということもあるので、その辺りの判断がどの段階で、どの範囲でなされたのかを教えてください。

### 【小林所長】

- ・総合事務所では、過去の吉川の水位の上昇を参考にしたり、過去の台風における対応等で尾神の時間雨量や水位の上昇を職員が目で見たりしている。
- ・今は代石の観測点の水位を10分ごとに見られる。尾神、川谷においても同じく10分単位で降雨状況が分かるので、それらを総括し、過去の水位の変動等も踏まえて、所長が最終的に判断している状況だ。
- ・また、その意見を本部において判断し、どの時点で避難勧告を出すかという協議を行う。
- ・今回、私の判断は、9.4mを避難勧告のひとつの判断基準に位置づけていた。あと10cmという状況になったが、直近の2時間では10分ごとに水位が約1cm上がるという状態が続いていたので、それを踏まえて判断した。既に避難準備情報が出されていて、あとは勧告を出すかどうかということで、その判断は慎重に行った。

### 【薄波委員】

- ・柿崎区角取にも水位計がある。そこでも水位が上がっていたが、同じ時間帯の水位を見ると、堤防の上から4mくらい低い数値だった。それでも、柿崎区では3地区に対して避難命令が出された。その判断も柿崎区が行ったということか。過去の経験から、そうした予測をしたということでしょうか。

### 【小林所長】

- ・柿崎区でも基準となる場所をそれぞれ持っている。
- ・それに柿崎では今回、ダムの放水があった。それに伴って、吉川の水位にも変化が生じる。下流の水位が上がるからだ。それらも踏まえた中で、それぞれの区で所長が判断し、本部と協議して避難勧告等の対応をしている。

### 【片桐雄二会長】

- ・他に発言はないか。  
(発言を求める者なし。)
- ・総合事務所の職員も休日に変な感じだったと思う。発言がなければ次に進める。

- ・先ほども話したが、自治・地域振興課の職員が到着した。総合事務所の時間外受付のことで報告があるとのことだ。

**【岡村自治・地域振興課長】**

- ・少し、時間をもらって、情報提供をしたい。
- ・総合事務所の時間外受付の見直しについては5月から9月にかけて町内会長や地域の皆さんに市の考え方を説明し、意見をもらったところである。それらの意見を踏まえて、11月から順次、町内会長の皆さんに2回目の説明に回りたいと考えている。まだ、資料を準備している最中であり、整い次第、あらためて提供するが、本日はその概要を取り急ぎ情報提供したいと思って来た。
- ・まず、時間外受付の見直しで、戸籍届等の手続きの一部廃止に関しては、各地区を回った中で理解してもらえたと考えているので、当初の説明どおり、時間外受付を開設する総合事務所を浦川原区、柿崎区、板倉区の3か所とし、それ以外の10区の総合事務所では平日の閉庁後と土日、祝日は、前述の時間外受付を開設せず、当直を配置しないものとしたい。
- ・当直がいなくなるので、時間外受付を開設しない総合事務所に電話をした場合も、当初に説明したとおり木田庁舎や時間外受付を継続する予定の総合事務所に電話が自動で転送されるように設定して、転送先の当直が対応する。この件には、確実に対応が行えるよう、しっかりと準備を整えたい。
- ・次に、防災行政無線の取扱いについてだが、これに関しては吉川区の皆さんをはじめ、他の区においても不安の意見をたくさんもらった。当初は、当直がいなくなるので火災の放送をしないことにしたいと説明したが、皆さんの不安の声を踏まえて、火災や停電に関する放送は総合事務所長の判断により職員が登庁して行うよう改めたいと考えている。
- ・もちろん、今回のような風水害などの災害時における避難情報の発令の放送は、これまでどおり職員が対応するし、併せて1回目の説明でもお知らせしたとおり、安全メールの登録についても情報を得るための手段の一つとして、引き続き地域の皆さんにも呼びかけていきたい。
- ・参考として、コミュニティプラザはこれまでどおり、朝の8時30分から夜の10時まで利用可能である。コミュニティプラザには管理人を一人、配置する予定である。
- ・以上の内容を、今後、地域に出向いて説明する。

【片桐利男委員】

- ・防災行政無線は、火災、停電等には今までどおり職員が放送する、先日の台風のように大規模のものはまた別途にチャンネルを用意するという話だったが、職員が放送するという事は、24時間全てということか。

【岡村自治・地域振興課長】

- ・24時間対応するという事だ。夜に火事があっても、総合事務所の職員は幹部職員を含めて決められた職員が対応しているので、職員が総合事務所に来て、夜でも放送をする。皆さんが火災の情報を知りたいということなので対応することとした。

【片桐利男委員】

- ・考慮してもらい感謝する。
- ・確認したい。先般は火災の発生や鎮火、停電に関する放送を原則として行わないという話だったが、今のことについての放送は24時間、必要に応じて行うということではどうか。

【岡村自治・地域振興課長】

- ・それでよい。

【片桐利男委員】

- ・特に停電についてお願いしたい。近頃は在宅介護で電気を使った介護器具が多く、バッテリーで2時間近くは持つのかも知れないが、それ以上になると電源切れになることもある。停電については住民に早く知らせてもらい、医療機関とのキャッチボールを行えるようにしてほしい。

【小林所長】

- ・補足になるが、今、課長から話があったように、これらは区の対応になってくる。火災等においても近くの職員が来るので、即時性はやはり消防のメール等に及ばない。むしろ、火災現場に出動する活動が優先になると思うが、その規模或いは発生について、放送を流すということで理解願いたい。
- ・それから停電についても、やはり情報を得るのはFAX等でということになる。だから当然、当初、どの地域、どのエリアという部分が限定されないことがあるので、これもやはり即時性に関して遅れることがあることを理解してほしい。
- ・なお、その規模等においても、区の大半であるとか、逆に単一町内会の範囲であるとか、様々だと思う。規模に応じて、或いは総合事務所の判断において行動をとるので、今、課長からは24時間という言葉があったが、それについても職員も同じ

メール等により動いているため、即時性に欠けることを承知してほしい。

**【片桐雄二会長】**

- ・ 11月に町内会にも説明するとのことだから、資料ができれば、我々にも見せてほしい。
- ・ 自治・地域振興課はこれで退席するので、委員は了解してほしい。  
(自治・地域振興課の職員が退席。)
- ・ それでは、4 協議事項に移る。(1) 自主的審議事項についてである。
- ・ 9月27日に防災行政無線の活用に係る検討委員会を開いて、課題を検討した。(協議資料No.1に基づいて説明。)
- ・ 検討委員会の時には、防災行政無線で火災や停電の放送を行わなくなることについても検討したが、今ほど、自治・地域振興課長からは従来どおり行うとの説明があった。従来どおりになっても、地域協議会では、自主的審議事項で防災行政無線について審議を行うということだったので、その内容の取扱いをどのようにするべきか。
- ・ 当初、資料の2番に記載されているとおり、勉強会で危機管理課からこういう質問に答えてもらいたいと調整を図っていた。研修という名目で、10月24日に勉強会を実施できればとのたたき台を持っていたのだが、その内容としては1枚捲ってもらった裏面に全体で協議してほしい内容を記載しており、それを持ち帰って次回の地域協議会でというストーリーを考えていたところだ。
- ・ 裏面にある関係部署の確認といっても、総合事務所で回答できる内容が多くあると聞いている。どの部分は総合事務所で回答できるとか、総合事務所で分からない部分は予め答えを聞いておくとかとも聞いているが、今の自治・地域振興課長の話を聞いては問題点が少しぼやけてしまった。この内容は見直しが必要とも思っている。
- ・ まず、勉強会をどのように開くか検討したほうがよいだろうか。従来どおりという報告で、今のところ夜間の不安は消えたことだし、残るのは、地域の皆さんが防災行政無線の機械の故障や電池の交換等で不認識な部分があることに対して、どうしていくかという課題になるかと思う。
- ・ ただ、次長に調べてもらったら、火災に伴う夜間の放送は平成26年から午後9時30分以降、放送する必要がなかったと聞いたがどうか。

**【大場次長】**

- ・ はっきりしたことは分からないが、平成26年に消防団員への出動連絡をメールで



行うことになったので、その時以降の対応かと思っている。

- ・現在は、午後9時以降は原則として放送をしないようにしている。

**【片桐雄二会長】**

- ・私も不認識だったが、平成26年から夜間の火災に関する区内での無線放送は行われていなかったようだ。
- ・今回、自治・地域振興課から火災と停電の放送を防災行政無線で行わないという話があったためにこのように勉強しているのだが、従来どおりとなれば、本当は夜間には放送しないのだ。

**【大場次長】**

- ・火災や停電は放送していないが、人命や財産に関わるような災害となれば、先日のように避難準備情報等を放送する。

**【片桐雄二会長】**

- ・分かった。次長が言うには、基本的に避難に関する情報は市役所から放送されるのだが、軽微なものに関しては、その告知に関してある程度、総合事務所長の判断となっている。各区で状況が異なる中で、総合事務所長判断というのが一つの目安だ。先程も水位が何cmということにも一つの目安があるとの話があったが、そのように各区によって基準が異なるので、そこは総合事務所長の裁量があるそうだ。
- ・そうした中で、吉川区では平成26年からは夜間の軽微な火災に関する放送をしていなかったということだ。我々も不認識で、夜間は放送をしないのかと心配してきたが、実は既に以前から放送されていなかったというのが事実。
- ・ただ、今の話で今後は24時間対応で放送することだから、逆にこれまでより情報がきちんと住民へ伝達されると思う。そういう状況だということで、資料では12月の地域協議会で意見書の取りまとめをして提出しようという一応のスケジュールを表しているが、では何を意見書にまとめるかとなれば、これも見直さないといけないと思うが、どうか。
- ・今日のところは、これをもう一回絞り込んで、いずれにしてもよい機会なので勉強会は総合事務所で答えられる範囲で、時間を設けて行ってもよいと思っている。皆さんは、どう考えるか。

**【片桐利男委員】**

- ・勉強会は行ってほしい。内容は少し変わってくるだろうが、「出張」地域協議会の中でもいろいろな提案をしてもらい、検討委員会でも検討されている電池交換時期の

周知は大切なことだと思う。

- ・先ほど、自宅の無線機の電池を交換してきた。前回、交換したのは1年半くらい前だと思うが、今はもうパイロットランプが点かないので新しいものと交換してきた。
- ・多分、防災行政無線が配置された時の電池がそのまま入っていれば、随分と昔に電池は切れているはずだ。ところが電源コードで繋がれていると、電池に切り替わっていないのでグリーンのパイロットランプが点いていて気付かない。
- ・もう一つは、電池が入っている部分の蓋が開かない。これでは高齢者にはとても無理だ。そういうことを含めて、電池交換の時期がきていること、蓋を開けるのはなかなか難しいことなど、どういう形であれ住民に知らせなければならないと思う。
- ・従って、当初の予定にあるとおり、電池交換時期に関する周知については、もう少し具体的に、話を進めたらよいのではないだろうか。

#### 【薄波委員】

- ・まず、勉強会は予定どおり行う方向で進めてほしい。それは委員が現状のシステムなり仕組みがどうなっているかを認識する上でも必要かと思う。
- ・もう一つ。自治・地域振興課による説明があったが、今日は最初の情報提供のレベルで、まだ資料ができていないという段階だった。今日の段階で内容を判断して、検討委員会の方向性を決めてしまうのは少々、早過ぎる気がする。資料ができあがって、11月から町内会長に説明するという頃に、その内容を見てもう一度、見直しをかけるべきでないかと思う。
- ・一つ気になるのは、24時間対応をすと言っていたが、21時以降の放送もこれまでの対応より良くなると捉えてよいのか、それとも今までどおり、21時以降の対応はしないのかだ。曖昧なところが残っているので、その辺りを明確にしなければいけない。それと、今までどおりというところに関して、このまま検討委員会の資料をカットしてしまうとやはり漏れがあるし、意見書に関しても、これまで部会で検討してきたように聞き取りにくいとの内容等もある。その辺りは11月に出てくる資料を待ってから、もう一度、検討したほうがよいものと思う。

#### 【片桐雄二会長】

- ・いずれにしても、ここに挙がっている内容を再度、精査して、総合事務所で回答できる内容については委員にレクチャーできるように、事務局にお願いしたい。

#### 【大場次長】

- ・今まで、危機管理課と24日の午後6時30分から学習会をしたいので都合をつけ

てほしい、内容は項目3番目の「研修会の実施について(案)」に掲載されていることだと伝えてある。24日なら担当課の係長が来て説明してくれるということなので、学習会をするならこのまま開催してもらえばよい。ただ、総合事務所と危機管理課が分担して説明することになることを承知願いたい。

#### 【片桐雄二会長】

- ・今、研修会について説明があった。案では10月24日の木曜日を予定している。相手があるので皆さんの都合を確認する前に一応の案として出させてもらったが、担当課からも説明してもらえるとということなら、24日に行きたい。
- ・当然、総合事務所で答えられる部分と、担当課が答える部分があると思うし、またその場で皆さんが聞きたいことも勉強会の場で聞いてもらえればと思うので、その内容を見てから検討委員会で内容を協議するように進められればと思う。
- ・10月24日、木曜日に勉強会を開くことでよいか。  
(会場内から「はい。」の声あり。)
- ・場所は、コミュニティプラザ3階の大会議室、開始時間は地域協議会の開催と同様、午後6時30分からでお願いしたい。
- ・内容は、総合事務所と私で詰めたい。皆さんはこの資料に書かれている以外のものも含めて、その日に聞きたい内容があれば手短かに質問できるよう、事前にまとめてきてほしい。
- ・この件に関しては、以上でよいか。

#### 【片桐利男委員】

- ・先ほど次長から、消防団に対してはメールが配信されているため、災害等の無線放送は必要ないとの説明があったが、業務時間中にスマートフォンや携帯電話を持ち込むことを禁止している事業所もある。そうすると、消防団員に的確に伝わるかどうかは疑問がある。
- ・私からどうしてほしいというのではないが、消防団員から要望、要請があったら、聞く耳を持ってほしい。

#### 【山岸副会長】

- ・確認したい。今ほど、自治・地域振興課からの説明の中で、少し引っ掛かる言葉があった。職員が24時間対応するという前段に、総合事務所又は総合事務所長の判断においてという言葉が一言、乗っかっていた。ということは、放送する必要がないという事案があったり、そうではなかったりする線引きを鮮明にしてもらわない

と、なぜこの内容は放送をしないのかということが起こりそうで不安だ。その辺りをどのように考えているのか。

#### 【小林所長】

- ・薄波委員の発言にもあったが、各区で今までの放送の仕方もまちまちである。私も不認識だったが、先ほど次長が説明したとおり、平成26年頃から午後9時以降の放送を行っていないことも申し合わせの一つだと思うし、また、区でそれを行うか行わないかというところも皆さんの議論の中にあったが、検討してもらえれば私が判断する場面も出てくるものと思う。
- ・要は、所長の判断に任せるとするのは、それぞれの区の状況等を所長が判断できる、地域の実情に応じて対応ができるということなので理解してほしい。
- ・私たちも、まず災害がどの規模で起きているかを確認して放送することを大前提にしなければいけないので、当然、今、山岸副会長の言葉にもあったとおり、初期においてはいろいろな意見を聞くこともあるかも知れないが、一定の水準を持ちながら対応していきたいと思っている。
- ・さっきの自治・地域振興課の説明に関しても、詳細な内容は私たちにも入ってきていないので、その内容を踏まえて、今後の確認をしていきたいと思っている。

#### 【片桐雄二会長】

- ・それでは、委員は24日には出席してほしい。
- ・次に、(2)部会検討事項等についてである。各部会から活動等に関する報告などはあるか。  
(発言を求める部会長なし。)
- ・続いて、(3)その他であるが、第27回東京吉川会総会及び懇親会への参加案内が来ているので、この対応を協議する。毎年、案内があるのだが、東京吉川会との交流のために懇親会に出てほしいということなのだ。
- ・昨年は山岸副会長、その前には片桐利男委員にも機会があつて出てもらったりして、皆さんにも足を運んでもらっているところだが、今年もまちづくり吉川からは3人で参加してくれとの要請があつた。各部会長の出席をお願いできないか。  
(各部会長から、「都合がつかない。」等の発言あり。)
- ・なんとか都合してもらえないか。  
(各部会長は首を横に振るしぐさ。)
- ・事務局、この件の出席者の報告はいつまでだったか。

**【保高班長】**

- ・報告期限は今日までだが、地域協議会の当日なのだと話して、待ってもらっている。  
報告期限が今日で、実際に出掛けてもらうのは11月9日だ。

**【片桐雄二会長】**

- ・都合できる人がいなければ仕方ない。会費は本人負担だから、無理に頼むこともできない。まちづくり吉川には事務局からそのように連絡してほしい。
- ・次に、次第の5 総合事務所からの諸連絡に移る。事務局から説明願いたい。

**【大場次長】**

- ・地域活動フォーラムの開催について
- ・令和元年度新潟県原子力防災訓練の実施について
- ・新潟県知事杯争奪尾神岳スカイグランプリ2019の開催について
- ・吉川区生涯学習フェスティバルの開催について

**【片桐雄二会長】**

- ・今ほどの諸連絡に質問等はあるか。  
(発言を求める委員なし。)
- ・その他に移る。地域協議会だより第38号の発行についてである。
- ・毎年、11月か12月に地域協議会だよりを発行している。一応、第38号の編集委員は、山越委員、横田委員、五十嵐委員が当番になっている。
- ・しかし現在、記事にする内容はないだろうと思う。防災行政無線のことも検討中なので、これらも含めて新年号に掲載してもよいとも思うのだがどうか。
- ・特筆すべきものがあれば別だが、編集委員の皆さんは、それでよいか。

**【保高班長】**

- ・地域協議会だよりの発行について補足説明する。
- ・3人の当番委員には、やや早い時期に集ってもらい、年内に発行すべき記事が集まるかどうかも含めて、協議を始めてもらえればと考える。その結果、委員が現時点で記事のボリュームが足りないと判断した場合には、そのまま新年号の編集作業を担当してもらえればよい。そのような段取りでどうか。

**【片桐雄二会長】**

- ・そこは、当番委員と事務局が相談して調整してもらえればよい。
- ・次回の地域協議会は11月21日（木）の18時30分から開催したいが、それでよいか。

(会場内から「はい。」の声あり。)

- ・ 24日の勉強会にも集まってほしい。
- ・ 会議の閉会を宣言。

## 9 問合せ先

吉川区総合事務所 総務・地域振興グループ

TEL: 025-548-2311 (内線211)

E-mail: yoshikawa-ku@city.joetsu.lg.jp

## 10 その他

別添の会議資料も併せてご覧ください。